

I 投稿原稿

〔論文〕

アメリカ合衆国州法における「私立学校」概念の検討

アメリカ全州の定義規定分析を中心に

川上 大貴（中央大学大学院（院生）、公益財団法人末延財団博士課程奨学生）

1 はじめに¹

アメリカの教育制度及び教育行政のあり方を参照し、戦後日本の教育改革が遂行されたことは良く知られている。教育改革によって戦前の「命令主義」から「法律主義」に転換が図られたことに伴い、私立学校法制が抜本的に変容したことも周知の事実である。しかしながら、アメリカの教育に係る先行研究は公立学校に着目するものが大勢を占めており²、学問的立場からアメリカの私立学校に着目する組織立った研究は、多くない。

また、アメリカはドイツ³などのヨーロッパ諸国とは異なり、合衆国憲法に明文で私立学校に係る規定を定めていない。連邦法にも「Private School」及び「Nonpublic School」を定義した規定は見当たらない。合衆国憲法修正 10 条により教育に関する事項は各州の権限として留保されている。そのため、州が教育に関して権限を有しており、州憲法及び州法により教育を統括している⁴。この権限は公立学校に対し限定されるものではなく、私立学校に対しても「設置認可および一般的な監督権限が、州および地方にある」⁵と認識されている。各州で教育制度や教育行政の態様が異なることが先行研究では常に強調されており、程度の差はあれ学校体系の中に組み込まれた学校は、州による何らかの監督を受けることとなるのである。

州による差異を強調するにもかかわらず、各州間の教育法・教育制度の異同に着目し、これを明らかにすることでアメリカという国家全体を捉えようとする研究は、これまでほとんど試みられてこなかった⁶。私立学校法制に限定すると、その傾向はさらに際立つ。全州を調査し、相違点及び共通点を明らかにすることは、容易ではない。本稿は、そのような視座からの試みの 1 つとして、各州法で規定する「私立学校」概念に着目し、各州間での用例の異同の検討からアメリカという国家において「私立学校」がどのような法概念として用いられるかを明らかにすることを意図するものである。

2 アメリカの教育行政制度の概観

アメリカの教育行政は、連邦レベル、州レベル、学区レベル⁷の 3 段階から成る。前述のとおり、各州が教育に関して主に権限を有しており、州憲法及び州法で教育を統括している。

(1) 連邦レベルの権限

連邦レベルでは、連邦教育省（United States Department of Education）が 1980 年に設置された⁸。基本的に、教育省は教育に関する権限を有さない⁹。教育省の権限は、州の権限

に抵触しない教育サービス等に限定されており、「各種補助金事業及び奨学金事業」と「教育情報の収集・分析・提供及び研究・開発活動」の2つを主に行っている¹⁰。

(2) 州レベルの権限

州レベルでは、立法において州議会及び州知事が、行政において州教育委員会及び州教育長がそれぞれ大きな役割を果たす。州議会は、州憲法の規定により、州の教育制度の編成、教育機関の設置、管理など教育全般に全権を有していると解されている。教育法の制定や教育予算の審議を通じて、州の教育政策の策定を担っている。州知事は、州議会における教育法の立法の審議の過程で拒否権を発動することができる。州教育委員会や州教育長から送付された教育予算原案を審査し、修正し、議会に提出する権限も有している。このため、州知事も教育政策に大きな影響力がある¹¹。

州教育委員会は、州議会で立法化された法令に基づき、州全体の大綱的な教育政策を決定する。具体的には、教員資格¹²、最低限度の教育水準の設定、教育課程、教科書選択¹³、教員の解雇、生徒の懲戒の基準設定及び人種統合政策の促進などの決定である¹⁴。州教育長は、州教育委員会の定めた教育政策を監督・指導する責任を負っており、州教育委員会に対し、教育政策の策定や規則策定を勧告し、州議会や州知事に教育の実態や教育政策の成果、問題点を報告する権限ないし義務を与えられている¹⁵。なお、私立学校に関する事項は、州教育委員会が担当している。

(3) 学区レベル

学区レベルでは、多くの州が州法によって学校運営に関する事項、学校設置、学校建設、学校管理規則の制定、教育税の徴収等の権限を学区に認めている¹⁶。学区教育委員会は、学区行政の基本方針を決める意思決定機関であり、地域住民の声を代表する「素人統制」(layman control)を実現する機関でもある。教育長の任命や予算編成、教育計画の策定、通学区の設定などを行う。学区教育長は、教育委員会の内部の事務局を統括し、教育委員会の策定した計画を実施する役割がある。

3 先行研究におけるアメリカの「私立学校」定義

(1) 日本の研究者によるアメリカの「私立学校」定義

尾又利一は、私立学校の「定義」を次のように述べる。「アメリカの私立学校 (Private School) は、連邦、州、学区などの公共機関からは助成金等の公費は一切受けていない。そのため、アメリカの私立学校は州や地区などの法令の適用や規制を受けることはほとんど皆無である。むしろ逆に、州の教育法によって、州や学区の教育委員会に私立学校に対する指揮監督を禁じている州も存在している」¹⁷。しかし、私立学校の現状について説明をしたに過ぎず、「定義」を検討したものとはいえない。

金子忠史は、「私立学校 (private schools) を、広義に非公立学校 (non-public schools) と捉えて、連邦や州や都市やカウンティなどの地方公共団体の設立した学校以外のすべての教育機関を含むものと定義づける」¹⁸と述べる。また、私立学校の種類として「宗教団体との関連で、教会系の学校 (church-affiliated or denominational schools) と非教会系

の学校 (independent schools) に大別できる」、「他の区別の基準として、・・・非営利的な (non-profit) と営利的な財産立学校 (proprietary schools) とに大別できる」¹⁹とする。金子は、連邦及び地方公共団体以外が設置する全ての教育機関を非公立学校と定義し、非公立学校に宗教系私立学校や営利団体立学校が含まれるとする。この捉え方は、本稿においても重要なものである。一方で、金子の定義は実際のところ非公立学校の定義を述べたに過ぎない。非公立学校より狭いものと金子が捉えている私立学校 (Private School) の具体的内容は明らかでない。さらに非公立学校の定義も、全ての教育機関といった場合にホームスクーリングや地方公共団体の認可を受けていない教育機関も当然含むのかについても言及がなく、非公立学校の定義の根拠も示されていない²⁰。そのため、各州の分析を通じて金子の定義の妥当性を検討する必要もあろう。

(2) アメリカのケースブックにおける「私立学校」の定義

アメリカの私立学校の法的側面に着目したケースブックでは、各州で独自の学校制度が存在すること、全州で非公立学校の存在が認められていること²¹、非公立学校へのコントロールの程度は各州で異なることを前提とし、次のように述べる。「『私立学校』 (Private School) と『非公立学校』 (Nonpublic School) という用語は、政府から資金援助を受けておらず、政府が運営していない学校を指す場合、互換的に使用されることが多い。これらの学校の多くは、特定の宗派が運営し、宗派の教義を教えることを目的とする。少数派の私立学校は、特定の宗派に属さない学校として設立されたもので、特定の宗派の信条ではなく、一般的なキリスト教の価値観を子どもたちに伝えたいと考える宗教的な信条を持つ人々によって運営される場合もある。これらの学校の中には、教義よりも親睦を重視する複数の宗派が共同で運営する学校もある。また、宗教的な信条を持たず、世俗的な世界で学問的に優れた若者を育成することを目的とした独立系の学校も数多くある」²²。ケースブックにおいては、私立学校＝非公立学校と定義しており、私立学校<非公立学校と定義する金子とは見解が異なっている。

4 連邦レベルにおける「私立学校」の定義

前述のとおり、合衆国憲法及び連邦法に「Private School」及び「Nonpublic School」を定義した規定は見当たらない。そのため、連邦教育省が作成した行政文書における定義をここでは参考にする。1987年に作成された文書では、「私立学校 (private school) とは、(1) 州、州の地方公共団体 (subdivision of a state) あるいは連邦政府以外の個人又は機関によって運営されている、(2) 通常は主に公的資金以外の資金によって運営されている、(3) そのプログラムの運営は公選され、又は任命された公務員以外の者により行われている、初等又は中等教育機関を指す」²³と定義する。2024年に作成された文書では、「私立学校 (private school) とは、主に公的資金で運営されているのではなく、K-12のいずれかの学年、又はそれに相当する学年を対象として教室での授業を提供しており、1人以上の教師がいる学校を指す。ホームスクーリングを支援する組織や機関で生徒に教室での授業を提供していないものは含まれない」²⁴と定義しており、1987年文書とは異なりホームスクーリン

グを私立学校の対象から明示的に除外している。このように文書の性質や内容、時期により「私立学校」の定義が異なっている。

5 各州法における私立学校に関する定義規定の概観

前章までで、日米の先行研究や行政文書で示された「私立学校」の定義を概観した。学校の設置及び運営が、連邦又は地方公共団体によらない点及び公的資金に頼らず運営されている点は概ね共通する見解と言えるだろう。しかし、これをアメリカという国家の一般的な定義として捉えることができるか、各州の私立学校の定義として最低限共通する事項に留まるのかは定かでない。また、定義に当たってどの程度州法の規定を参照したかも明らかでなく、法概念としての妥当性も図りかねる。そこで、全州の州法における私立学校定義規定を整理、分析することを通じ、前述の定義の妥当性を検討する。アメリカ50州の州法における私立学校に関する定義規定は、次の表のとおりである²⁵。

州名	単語	定義規定の主な内容	条項
アラバマ	Private school	就学前段階から K-12 までの教育又はそれらの組み合わせを対面プログラム又は在宅プログラムを通じて提供する非政府組織又は非政府機関によって設立、運営、及び支援されている学校。教会学校は含まない。	Ala. Code § 16-28-1
アラスカ	Private school	州又は連邦政府から直接資金援助を受けていない学校	Alaska Stat. § 14.45.200
アリゾナ	Private school	子どもの家庭以外の非公立の施設であって、少なくとも公立学校と同数の日数及び時間にわたって毎年学術的な指導が提供される施設。	Ariz. Rev. Stat. Ann. § 15-802G.3
アーカンソー		定義規定は確認できなかった。Private school と表現する条項 (Ark. Code § 6-18-232) もあれば、Nonpublic school とする条項 (Ark. Code § 6-18-514(1)) もある。	
カリフォルニア	Private school	営利目的か否かを問わず、12 学年以下の公立学校と同等の教育課程 (course of training) を提供する学校。教会が所有又は運営する学校を含む。	Cal. Veh. Code § 492
	Nonpublic school	§ 48222 の要件を満たし、歳入課税法 (Revenue and Taxation Code) 第 214 条に基づいて課税が免除されている学校をいう	Cal. Ed. Code § 60010
	Nonpublic, nonsectarian school	個別教育プログラムに従って特別なニーズを持つ個人を入学させるとして教育委員会によって認定された私立、無宗派の学校を意味する。州又は地方 (local) の機関及びその関連機関、州又は地方の機関によって設立され、あるいは運営される私立の非営利法人、公立大学などの公的機関として運営される組織又は機関、あるいは公共サービスを提供する組織又は機関は含まれない。	Cal. Ed. Code § 56034
コロラド	Private school	Kindergarten から 12 学年までの生徒を対象とする初等教育機関又は中等教育機関あるいはその一部であり、非営利団体かは問わず、Public School Finance Act of 2025 の第 22 章第 54 条を通じて州の資金援助を受けておらず、授業料の支払い又は個人からの寄付により全て又は一部が支援されている機関。	Colo. Rev. Stat. § 22-305-103(6.5)

	Nonpublic school	<p>§ 22-33-104(2) (b)において定義される基礎的な学術教育を提供する独立学校(independent school)又は教区学校(parochial school)をいう。</p> <p>学術的機能を果たす公認の宗教団体又は独立団体によって組織され、維持されている学校をいう。</p>	<p>Colo. Rev. Stat. § 22-60.5-102(15.5)</p> <p>Colo. Rev. Stat. § 22-2-102(3)</p>
コネチカット		定義規定は確認できなかった。Private schoolと表現する条項 (Conn. Gen. Stat. § 10-91g) もあれば、Nonpublic schoolとする条項 (Conn. Gen. Stat. § 10-228a) もある。	
デラウェア		定義規定は確認できなかった。Del. Code tit. 14 § 2703Aにおいて、ホームスクール (homeschool) は非公立学校(nonpublic school)とみなす旨の規定がある。	
フロリダ	Private school	<p>個人、団体、組合又は株式会社、若しくはこれらの組織の部門、区分、又はセクションであり、Kindergarten又はそれ以上の学年を含む教育センター、又は大学レベル未満の小学校、中学校、ビジネス、技術、又は職業学校、又は第 1003.01 条(16)の目的を満たす教育サービスを提供する組織、又は技術又は貿易や産業の分野において就業前又は補足的な訓練を提供する組織、又は大学レベル未満の学術的、文学的、又は職業訓練を提供する組織、又はこれらの組み合わせであり、通信又は拡張を通じて上記の学校の機能を果たす機関を含むもの。ただし、第 1005 章の規定に基づいてライセンスを取得した機関を除く。私立学校は、教区学校、宗教系学校、宗派学校、営利学校、又は非営利学校とすることができる。この定義は、第 1002.41 条に従って実施される家庭教育プログラムは含まれない。</p>	<p>Fla. Stat. § 1002.01</p>
ジョージア	Private school	<p>宗派を問わず、非公立学校であり、Code § 20-14-96 に定義される公認認定機関、又は Code § 20-3-519 (6) (A)号に列挙される 1つ以上の団体によって accreditされた学校。</p>	<p>Ga. Code 20-2B-21</p>
		<p>次の基準又は要件を満たす機関を意味する。</p> <p>(1) 当該機関の主要な目的は教育を提供することであるか、当該機関の主要な目的が宗教的な性質のものである場合、当該機関は、本項 (4) に規定する基本的な学術教育プログラムを提供しなければならない。(2) 当該機関は民間により運営され、継続的に運営されていること。(3) 当該教育機関は、12 か月ごとに 180 日分の教育に相当する授業を実施し、1 日当たりの授業時間は少なくとも 4 時間半とすること。</p> <p>(4) 当該教育機関は、読み書き、国語、数学、社会、科学などを含む基礎的な学術教育プログラムを提供すること。(5) 各学年度の開始後及び月末に各私立学校の管理者が、学区教育委員会に在籍生徒に係るリストを提出すること。(6) 私立学校の目的で使用される建物は、州法および地方条例で定められた全ての健康および安全の基準を満たしていること。</p>	<p>Ga. Code § 20-2-690</p>
ハワイ	Private school	<p>Kindergarten から 12 学年までのあらゆる学年の生徒を教育する教育機関であり、次のいずれかに該当するものをいう。(1) 免許の交付 (州による認可、Licensed)を受けていること。(2) ハワイ独立学校協会、ハワイ私立学校協議会、西部学校大</p>	<p>Haw. Rev. Stat. § 302A-1132</p>

		学協会、西部カトリック教育協会、国際キリスト教学校協会、又はハワイ私立学校協議会が前述の団体が定める基準を満たすか上回る団体として認める団体から認可および認定を受けていること ²⁶ 。(3) ハワイ独立学校協会、ハワイ私立学校協議会、西部学校大学協会、西部カトリック教育協会、国際キリスト教学校協会、又はハワイ私立学校協議会が前述の団体が定める基準を満たすか上回っている団体として認める団体によって認可されており、毎年ハワイ私立学校協議会又はハワイカトリック学校事務所に健康と安全に関する文書を提出していること。	
アイダホ		定義規定は確認できなかった。Private school と表現する条項 (Idaho Code § 33-202 この条項では parochial school と private school も区別されている。) もあれば、Nonpublic school とする条項 (Idaho Code § 33-1029) もある。	
イリノイ		定義規定は確認できなかった。Private school と表現する条項 (105 ILCS 145/10) もあれば、Nonpublic school とする条項 (105 ILCS 5/2-3.25o) もある。	
インディアナ	Nonpublic school	School corporation によって維持 (運営) されていない学校。私立学校と教区学校を含む。	Ind. Code § 20-18-2-12
アイオワ	Nonpublic school	公立学校以外の学校であり、§ 256.11. の規定によりア krediyetasyon を受けた学校。	Iowa Code § 280.2
カンザス	Private elementary or secondary school	州の義務教育法の要件を満たす小学校又は中学校レベルの教育を定期的に提供しているが、州教育委員会によって認定されていない組織。	Kan. Stat. § 72-4345
ケンタッキー		定義規定は確認できなかった。Ky. Rev. Stat. § 159.030 において私立学校、教区学校、教会学校を分けて用いている。また、Ky. Rev. Stat. § 158.115 では Nonpublic school としている。	
ルイジアナ	Nonpublic school	ルイジアナ州内にある、又は今後州内に設立される非営利の小学校又は中学校を意味し、この州の子どもに1学年から12学年までの教育を提供し、生徒が義務教育法の要件を満たすことができ、1964年公民権法に準拠している学校をいう。	La. Stat. tit. 17 § 2990.2
メイン	Private school	Kindergarten から12学年まで又はその一部を対象とする教育目的のために設立されたアカデミー、神学校、研究所、又はその他の私立法人又は団体を意味する。	Me. Stat. tit. 20-A § 1
	Private school	次の条件を満たす場合、§ 5001-A に基づく義務教育の要件を満たす認可私立学校として運営することができる。(1) 適用される法律および規則によって定められた衛生、健康、安全の基準を満たしていること。(2) 次のいずれかに該当すること。 ・現在、ニューイングランド学校大学協会によって認定されていること。 ・私立学校に関する本章の適用要件と、§ 2902 に基づいて採択された出席目的の承認に関する省の要件を満たしていること。	Me. Stat. tit. 20-A § 2901
メリーランド	Nonpublic school	次の条件を満たす非大学教育機関をいう。 ・本条の § 2-206(e) に基づく州委員会の承認証明書を保持していること ・非公立学校教科書・技術助成プログラムに参加していること。	Md. Code, Educ. § 7-439
	Nonpublic school	この州の公立初等中等教育制度に属さない、州内の小学校又は中学校。州の援助を受けていないカルバート郡の小学校又は中学校を含む。	Md. Code, Educ. § 7-801

マサチューセッツ	定義規定は確認できなかった。Mass. Gen. Laws ch. 76 § 1において認可された私立学校 (approved private schools) に通う子どもに係る規定がある。		
ミシガン	Nonpublic school	私立学校、宗派学校、又は教区学校をいう。	Mich. Comp. Laws § 380.5
	Private, denominational, or parochial school.	州の公立学校に規定されている最初の 8 学年で 16 歳未満の子どもに教育を行う公立学校以外の学校であり、州の公立学校を担当する役人の独占的な監督および管理下でない学校を指す。	Mich. Comp. Laws § 388.552
ミネソタ	Nonpublic school	ミネソタ州の居住者が § 120A.22 の義務教育要件を合法的に満たすことができ、州内に所在し、1964 年公民権法第 6 編 (公法 88-352) の要件を満たす学校、教会、宗教組織、又はホーム スクールを意味する。公立学校を含まない。※教会と関係がなく、教会によって管理されておらず、宗教的信仰を推進していない学校を Nons ectarian nonpublic school としている。	Minn. Stat. § 123B.41
ミシシッピ	Nonpublic School	私立学校、教区学校その他の教会関連学校、民営又はミシシッピ州教育省以外の公的機関が運営する特別目的学校、 Bureau of Indian Affairs が資金を提供するインディアン学校が含まれる。営利団体として運営される場合と、非営利の非課税法人として運営される場合がある。	Miss. Code. § 7-163-1.0-1.1
ミズーリ	Private school	ミズーリ州の公立学校制度に属さず、初等又は中等教育サービスの提供に対して授業料を徴収する学校をいう。	Mo. Rev. Stat. § 166.700
モンタナ	Nonpublic School	教区学校、教会学校、宗教学校又は私立学校が含まれる。Mont. Code § 20-5-109 の規定に従う Nonpublic school は義務教育の就学免除要件を満たすことができる。	Mont. Code § 20-5-102
ネブラスカ	定義規定は確認できなかった。92 Neb. Admin. Code, ch. 10, § 015 では、Nonpublic School の認定申請手順を定めている。また、92 Neb. Admin. Code, ch. 4, § 002 では、92, NAC, Chapter 10 又は 92, NAC, Chapter 14 によって認められている学校を Private School としている。		
ネバダ	Private school	私立 (private) の初等および中等教育機関を意味する。	Nev. Rev. Stat. § 394.103
ニューハンプシャー	Nonpublic school	州教育委員会が採択した規則に従って認可され、教育省が管理し、本章の関連規定を施行することに同意した Nonpublic School をいう。※なお、N.H. Rev. Stat. § 200:53VII では、public school との対比で private school が用いられている。	N.H. Rev. Stat. § 193-A:1
ニュージャージー	Private school	大学レベル以下 (under college grade) の学校であって、公的資金から全額又は一部援助を受けていない学校をいう。	N.J. Stat. § 18A:1-1
	Nonpublic school	州内の公立学校以外の小学校又は中学校で、Kindergarten から 12 学年までの教育、又はそれらの組み合わせを提供し、全ての子どもが法的に義務教育の出席要件を満たすことができ、1964 年公民権法第 6 編公法 88-352, (42 U.S.C. s. 2000d et seq.) の要件に準拠している学校。	N.J. Stat. § 18A:58-37.9
ニューメキシコ	Private school	ホームスクール以外の学校であり、現地で教育プログラムを提供しており、地方教育委員会の管理、監督、又は運営下でない学校。	N.M. Stat. § 22-1-2

ニューヨ ーク	Private scho ol	・3歳以上の生徒が6人以上通う nursery school 又は Kindergarten で、ニューヨ ーク州教育局に登録を申請できるもの。 ・公立学校以外の施設で、本章第 65 条第 1 項に規定する初等又は中等教育段階の 教育を受ける目的で 25 人以上の生徒が通う施設	N. Y. Educ. Law § 807-A
	Nonpublic sc hool	ニューヨーク州内の公立学校以外の非営利の小中高校で、 (i) 本章第 17 条および第 324 条に従って指導を行っており、(ii) 1964 年公民 権法第 6 編 78 Stat. 252, 42 U.S.C. § 2000(d)に違反せず、(iii)1954 年連邦内 国歳入法第 501 条(a)および第 501 条(c) (3)に基づき免税を受ける資格がある学校。	N. Y. Educ. Law § 561
ノースカ ロライナ	Nonpublic sc hool	本条第 1 項の規定に従う私立教会学校又は宗教認可学校、本条第 2 項に従う認定非 公立学校をいう。	N.C. Gen. Stat. § 115C-567.10
	QUALIFIED NO NPUBLIC SCHO OLS	(1) 州教育委員会により認定されている。(2) 国又は地域の認定機関により認定 されている。(3) ノースカロライナ州私立学校協会において活動中の会員である、 (4) ノースカロライナ州から資金提供を受けていない。以上のいずれかに該当す る場合は、Nonpublic school として扱われる。※本条項とは別に、N.C. Gen. St at. § 115C-548 で私立教会学校 (private church school) と宗教団体立学校 (s chool of religious charter) が規定されている。また、N.C. Gen. Stat. § 115 C-563 ではホームスクールは Nonpublic school に含まれると規定されている。	N.C. Gen. Stat. § 115C-555
ノースダ コタ	定義規定は確認できなかった。N.D. Cent. Code § 15-39-01 において、「学校」とは、公立学校、又は公立学校と競合 する非営利の非公立学校 (nonpublic school) を指す」と規定されている。N.D. Cent. Code § 15.1-06-06.1 では Nonp ublic school の認可について規定している。		
オハイオ	Chartered no npublic scho ol	Ohio Rev. Code § 3301.16 に基づいて教育労働局長が発行した有効な認可証を保 持し、非公立学校に対して設定された基準を満たす非公立学校を意味する。※認可 を受けていない Nonpublic School は、Ohio Rev. Code § 3301.0732 に守るべき最 低基準が規定されている。	Ohio Rev. Code § 3310.01
オクラホ マ	Private scho ol	私営で、報酬を受け取る非公営の団体で、州の認可を受け、中等後教育 (postseco ndary education) を提供するもの、又は、高校卒業資格あるいはそれに相当する資 格を得る前の職業技術教育を提供するもの。	Okla. Stat. ti t. 70 § 21-101
オレゴン	定義規定は確認できなかった。ORS § 339.030 において、Kindergarten から 12 学年までで通常教えられる学習課程を 学んでおり、1994～1995 年度に公立学校に通う子どもに求められた期間と同等の期間、子どもが通う私立学校と教区学 校が就学免除の対象になる旨を定めている。		
ペンシル ベニア	Private acad emic school	5 人以上の生徒に同時に、又は 1 学年で 25 人以上の生徒に、報酬、利益又は授業料 を得て指導を行う目的で維持又は運営される学校。私立職業学校、私立ビジネス学 校、私立通信学校、私立音楽学校、私立ダンス学校、私立美術学校、私立演劇芸術 学校、私立社交学校、私立運転者訓練学校又は非学術的性格を持つあらゆる種類の 私立学校を除き、教育に従事する全ての学校が含まれる。	Pa. Stat. § 67 02

	Private licensed school	営利目的又は授業料を目的に運営される学校又はクラスで、熟練した職業、産業、又はビジネスの職業に就くための準備をする居住者向けの指導、又は通信又は通信による研究分野の体系的な指導を提供する学校又はクラス。	Pa. Stat. § 6502
ロードアイランド		定義規定は確認できなかった。R. I. Gen. Laws § 16-40-11 は、全ての私立学校 (private school) に登録簿への搭載義務があることを、R. I. Gen. Laws § 16-40-12 は、義務教育年齢以上の生徒にあらゆる学術分野又は職業分野の教育を提供する私立学校 (private school) が、毎年報告書を提出し承認を受ける必要がある旨を規定している。	
サウスカロライナ	Private school	州又はその下部組織以外の機関により設立され、主に公的資金以外によって支援され、プログラムの運営が公的に選出又は任命された役人以外により行われる学校。	S.C. Code § 59-1-110
サウスダコタ		定義規定は確認できなかった。S.D. Admin. R. 24:05:32:01 では「in private, including religious, schools」としていることから断りがない限り、private school は宗教系学校を含まないと解される。	
テネシー	Nonpublic school	教会関連の学校 (church-related school)、ホームスクール又は私立学校 (private school) を意味する。	Tenn. Code § 49-6-3001
	Church-related school	テネシー州キリスト教学校協会、キリスト教学校国際協会、テネシー州独立学校協会、南部大学協会、テネシー州非公立学術学校協会、テネシー州教会関連学校協会、古典・キリスト教学校協会、テネシー州教会関連学校連合、又は Accelerated Christian Education, Inc. と提携している学校が満たさなければならない認定又は会員資格の基準を満たす必要がある宗派、教区又はその他の教会組織によって運営されている学校。	Tenn. Code § 49-50-801
	Private school	州教育委員会が学校の学力要件を認定又は設定する組織として承認した組織又は協会によって認定された学校、又はその組織又は協会のメンバーである学校、又は州によって承認された学校、又は州教育委員会が公布した規則に従ってコミッショナーによって承認される学校	Tenn. Code § 49-6-3001
テキサス	Private school	Kindergarten から 12 学年までの 1 学年以上の生徒を対象とした教育コースを提供する政府機関によって運営されておらず、テキサス州私立学校認定委員会の会員である認定機関によって認定されている学校。	Tex. Bus. & Com. Code § 111.001
		初等中等教育段階の生徒に一般教育を提供する政府機関によって運営されていない学校	Tex. Educ. Code § 39.033
ユタ	Private school	公教育制度 (public education system) に属さず、7 学年から 12 学年までの生徒を対象とする学校	Utah Code § 53G-7-901
		(1) 個人又は法人によって維持されていること、(2) 公費によらずに維持管理されていること、(3) 一般的に、少なくとも一部は授業料又は手数料によって賄われること、(4) 公立学校で義務付けられている授業の代わりとして運営され、公立学校で義務付けられている授業と同等の授業を提供すること、(5) 公立学校の教師と同等の質の教育を提供できる教師を雇用すること、(6) 受講生の年齢や個々の家庭の状況に左右されず、無期限かつ独立して運営されるように設立されていること、(7) 商務省により事業者として認可されていること、のいずれも満たす学校。	Utah Admin. Code 277-438-2

バーモント	Independent school	公立学校以外の学校であり、初等教育、中等教育、又はその両方のプログラムを提供する学校。	Vt. Stat. tit. 16 § 11
バージニア		定義規定は確認できなかった。Va. Code § 22.1-271.1の学校の定義の中でprivate or religious schoolとの規定があることから、両者を分けて用いている。Va. Code § 22.1-253.13:4ではpublic schoolと並列してnonpublic schoolを用いている。	
ワシントン		定義規定は確認できなかった。Wash. Rev. Code § 28A.195はPrivate schoolをタイトルとしており、私立学校に認められた権利や義務を規定している。	
ウエストバージニア		定義規定は確認できなかった。WV Code § 18-28は「私立学校、教区学校、教会学校又は宗教団体の学校」(PRIVATE, PAROCHIAL OR CHURCH SCHOOLS, OR SCHOOLS OF A RELIGIOUS ORDER)をタイトルとして規定していることから、Private schoolの語に宗教系学校は含まれていない。	
ウィスコンシン	Private school	教育プログラムが次の要件を全て満たす学校。(1)プログラムの主たる目的が私的又は宗教を基礎とした教育を施すこと、(2)プログラムが民間事業者によって管理されていること、(3)各学年において少なくとも875時間の授業を提供すること	Wis. Stat. § 18.165
ワイオミング	Private school	基礎的な学術教育プログラムを提供する非公立の初等教育学校又は中等教育学校で、教区学校、教会学校、宗教学校、家庭教育プログラムを含むことができる。	Wyo. Stat. § 21-4-101

22州が「Private School」について、16州が「Nonpublic School」についてそれぞれ定義規定を州法に設けており、その内5州²⁷が両者の定義規定を設けている。一方で、15州が定義規定を設けずに「Private School」や「Nonpublic School」の語を用いている。「Private School」又は「Nonpublic School」の一方のみ定義規定を設けている州においても、定義規定を設けずにもう一方の表現を用いている場合がほとんどである。前述のケースブックが指摘するように、「Private School」や「Nonpublic School」が互換的に用いられることの表れといえよう。他方、互換的に用いられるにも関わらず、法体系の中で使い分けられている事実は、注目に値するであろう。

6 各州法における私立学校に係る定義規定の検討及び日本との比較

6.1 各州で共通する「私立学校」の定義

前章の一覧の分析から、「Private School」及び「Nonpublic School」について、次の4つの共通点を指摘することができる。第1に、連邦、州、学区といった公的機関が所有又は運営をしていない教育機関である点である。第2に、授業料を徴収する学校を私立学校とする点である²⁸。これは、公費（租税）により設立・運営される公立学校との対比で、授業料を徴収すること及び寄付を受けることが可能である旨を定めていると推察する。第3に、幼稚園 (Kindergarten) 段階から第12学年までを対象とする初等中等教育段階の学校を指しており、大学は含まれない点である²⁹。第4に、義務教育法における就学免除の要件を満たす学校を対象とする点である。すなわち、州又は各地の地域協会に代表される公的認証機関から何らかの認可を受けており、公立学校との等価値性が担保されており、上級学校への進学

資格を有している学校として認められた学校を「Private School」あるいは「Nonpublic School」としているのである³⁰。

4つの共通点は、前述した1987年に連邦教育省が作成した文書における「私立学校」の定義とも概ね一致するものと評価できる。Private School及びNonpublic Schoolを一括して「私立学校」として扱った場合、各州で共通する法概念としての「私立学校」の定義（「州法上の私立学校」といっても良いだろう。）は、「連邦、州その他の公的機関に該当しない個人又は法人が、授業料及び寄付によって集めた資金を基に運営する、州又は地方の教育委員会あるいは認可組織によって認可を受けてた初等又は中等教育段階の学校」といえよう³¹。

6.2 Nonpublic Schoolに係る定義の検討

Nonpublic Schoolは、主に公立学校(Public School)との対比で用いられる傾向がある。Nonpublic Schoolの定義を定めている州のうち、7州³²ではPrivate Schoolと教区学校又は教会学校若しくはその両者を並列させている。その上で、Private School、教区学校及び教会学校を包含する概念としてNonpublic Schoolを規定している。これは、公立学校でない学校=Nonpublic Schoolと解することもでき、前節で述べた「州法上の私立学校」の定義と同一と考えることができる。また、前述の金子の非公立学校の定義が、今日においても通用するものであることが明らかになったと評価することもできるであろう。

一方で、ルイジアナ州はNonpublic Schoolの定義から営利目的の学校を除いており、ニュージャージー州は、1964年公民権法第6編に準拠する学校をNonpublic Schoolと規定している点には注意を要する。大枠では、公立学校でない、認可を受けた全ての初等中等教育段階の学校（宗教系私立学校を含む。）を「Nonpublic School」と捉えているといえるが、詳細は各州の定義を確認することが必要だろう。

6.3 Private Schoolに係る定義の検討

Private Schoolの定義は、一様ではない。5州³³では宗教系の私立学校を含んでPrivate Schoolと定義している。この点に着目すると、前述のケースブックにおいて説明されるように、Private School=Nonpublic Schoolと考え、各語を互換的に用いることができよう。一方でアラバマ州は、Private Schoolに教会学校を含まない旨を規定する。Private School及びNonpublic Schoolの定義規定を州法設けていない州に目を向けると、ケンタッキー、サウスダコタ、バージニア、ウエストバージニアの4州が、Private School、教区学校及び教会学校を区別している。これらの州のPrivate Schoolの概念には、宗教系私立学校が含まれない。

宗教以外の要素に着目すると、Private Schoolに営利目的で設置される学校を含めている州が4州³⁴存在し、ルイジアナ州及びオクラホマ州では非営利目的で設置される学校にPrivate Schoolを限定をしている。また、ホームスクールについて、アラバマ州とワイオミング州はPrivate Schoolに含めるが、5州³⁵はPrivate Schoolに含めないものとして定義している。この他、間接的な援助及び免税についても、州によって適用が異なっている。

以上の分析から明らかなように、Private School の意味するところは、前述した「州法上の私立学校」概念には合致するものの、それ以上の要件は各州によって多分に異なる。州によっては Private School=Nonpublic School の場合もあれば、Private School が Nonpublic School より狭い（厳格な）場合もある。そのため、州法において Private School の定義規定を持つ州を研究対象とし、各州間又は日米間の比較を行う場合は、当該州法における Private School の定義を精査した上で議論することが必要になるだろう。

6. 4. 日本の私立学校との比較

日本の私立学校の定義は、教育基本法第 8 条、学校教育法第 2 条第 2 項及び私立学校法第 2 条第 3 項に規定されている。私立学校といった場合の「学校」は、学校教育法第 1 条のいわゆる一条校である。加えて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項による「幼保連携型認定こども園」及び同法第 3 条によるいわゆる「幼稚園型認定こども園」である。設置主体は、原則として私立学校法第 3 条の学校法人に限定される³⁶。

国（州）又は地方公共団体が設置していない点、授業料や寄付によって集めた資金を基にして運営している点及び認可を受けた学校として運営している点は、日米の共通点であるといえよう。一方で、①個人や宗教団体が直接学校を設置することができる点、②国（州）以外の団体による認可をもって国家による認可と同様の扱いを私立学校が受けることができる点、③営利目的の組織により営利学校として設置することが可能な点、④私立学校概念に大学が含まれない点、の 4 点はアメリカの特色であり、日米比較に当たっては注意を要する。特に①のうち宗教団体立の学校については、政教分離の事案について検討する際に、④は大学の自治や教授の自由などの文脈を検討する際に、それぞれ考慮が必要となろう。また、③は、株式会社立学校に係る議論³⁷において参照すべき事項であると指摘できる。

7 おわりに

州法の分析から、アメリカにおける「州法上の私立学校」は、「連邦、州その他の公的機関に該当しない公的機関以外の個人又は法人が、授業料及びや寄付によって集めた資金を基に運営しており、州又は地方の教育委員会あるいは認可組織によって認可を受けた初等又は中等教育段階の学校」と言えること、Nonpublic School は、概ね「州法上の私立学校」と同一視が可能であること、Private School が指す学校は一様ではないため、個々の州を取り上げて比較検討を行う場合は、各州の規定を個別具体的に参照しなければならないことを明らかにした。しかし、残された課題は多い。

ジョージア州、ユタ州及びウィスコンシン州は、定義規定で比較的詳細に認可の基準を規定している。他の州では、州法レベルでの規定は確認できなかったが州規則等で私立学校の認可に係る基準を設けていると推察する。今回は各州の定義規定の概観に留まったが、各州（及び各地の地域協会）が定める認可基準を明らかにした上で、日本における私立学校の認可制度と比較検討する必要がある。

カリキュラムも重要である。これまで連邦全体で統一的なカリキュラムは存在しなかったが、近年、統一に向けた取り組みが進んでおり、2014年度から「共通学習基礎州基準 (Common Core State Standards)」³⁸の運用を始めている。私立学校に適用されるカリキュラム規制の内容及び各州における共通学習基礎州基準と私立学校の教育内容の関係を明らかにすることは、私立学校の自由との関係で重要である。カリキュラムと併せて私立学校の教員資格や教科書の採択も明らかにする必要がある。

以上のような検討課題は残りつつ、アメリカの「私立学校」概念を一定程度明らかにできたと考える。前述した論点の解明を今後の課題としつつ、本稿を終えることとする。

¹ 本稿では、Private School を「私立学校」、Nonpublic School を「非公立学校」、Parochial School を「教区学校」、Church School を「教会学校」、Religious School を「宗教系学校」、Denominational School を「宗派学校」とする。ただし、概念を検討する第5章では、Private School 及び Nonpublic School の語をそのまま用いる。

² 例えば、アメリカの教育に係る重要事項を解説したガイドブックでは、独立した項目として私立学校は設けられておらず、私立学校への言及もごく少数に留まり、アメリカの学校制度内での私立学校の位置づけは明らかでない。アメリカ教育学会編『現代アメリカ教育ハンドブック [第2版]』(東信堂、2021年)を参照。

³ ドイツ基本法第7条第4項第1文は、「私立学校を設立する権利は保障する。公立学校の代用としての私立学校は、国の認可を必要とし、かつ、ラント法律に服する。」と規定している。初宿正典「ドイツ連邦共和国基本法」初宿正典、辻村みよ子編『新解説世界憲法集 [第5版]』(三省堂、2020年)158頁。

⁴ 上原貞雄「アメリカ法における公立学校と私立学校の性格」広島文化短期大学紀要 3巻、1969年、5頁参照。

⁵ 金子忠史「アメリカの私立の中等学校」国立教育研究所『各国における私学の動向』(国立教育研究所、1978年)6頁。

⁶ 教育分野でアメリカ全州の調査及び検討を行った研究として、州憲法の教育規定を分析した上原貞雄『アメリカ州憲法の教育規定』(風間書房、1981年)、教育行政の集権度に着目した加治佐哲也「アメリカ教育行政における州一地方の関係」日本比較教育学会紀要 1987 巻 13 号 (1987 年) 42~51 頁、義務教育制度の分析を行った佐々木司「アメリカ 50 州現行義務教育制度の法規定分析」山口大学教育学部『研究論叢。芸術・体育・教育・心理』53 巻 (2003 年) 111~124 頁、教育長に対して発行される免許状及び教育長に求められる学位を検討した八尾坂修「アメリカ合衆国における教育長養成・免許資格の特徴と質保証をめぐる課題」開智国際大学紀要第 19 号 (2020 年) 75~86 頁がある。

⁷ 学区とは、準公共団体という法的地位を持った、初等・中等学校を所管する教育行政単位を指す。

⁸ 岡田愛「教育行政(連邦・州)(Educational Administration)」アメリカ教育学会編『現代アメリカ教育ハンドブック [第2版]』(東信堂、2021年)105頁。

⁹ 教育省設置法 (Department of Education Organization Act) 第3403条(b)。

¹⁰ 住岡敏弘「アメリカの教育行政制度」河野和清『新しい教育行政学』(ミネルヴァ書房、2014年)162頁参照。

¹¹ 同上、158頁参照。

¹² 教員資格については、八尾坂修『アメリカ合衆国教員免許制度の研究』(風間書房、1998年)を参照。

¹³ アメリカの教科書制度については、大津尚志「アメリカの教科書制度：限定的コントロールシステム」東京大学教育学部紀要 34 号、381-389 頁、神山正弘「アメリカの教科書制度」国民教育 54 号、113-122 頁が詳しい。

¹⁴ T. VAN GEEL, THE COURT AND AMERICAN EDUCATION LAW 67(1987)。

¹⁵ R. D. GATTI&D. J. GATTI, NEW ENCYCLOPEDIA OF SCHOOL LAW 341. (1983)。

¹⁶ 岡田・前掲注 8) 105 頁参照。

¹⁷ 尾又利一「アメリカの私立学校について」日本私学教育研究所紀要第 38 号 (1) (2003 年) 71 頁。

¹⁸ 金子忠史「アメリカの私学」国立教育研究所『各国における私学の現状と問題』(国立教育研究所、1975 年) 2 頁。

¹⁹ 同上、8~9 頁。

²⁰ 同上、10 頁において、私立学校設置認可後の監督に係るカリフォルニア州法規定を挙げて「設置監督後の監督は、州や地方によって異なる。義務教育段階では、一般に州教育法でつぎの領域の規定を設けている」としている。このことから、私立学校の定義も全州を横断的に検討したものでなく、特定の州の傾向あるいは参照した文献の記述を参考にしたものと同推察する。

²¹ 私立学校の存在は、Pierce v. Society of Sisters, 268 U.S. 510(1925)で認められている。詳細は、川上大貴「アメリカにおける『私立学校の自由』の確立」中央大学大学院年報法学研究科篇第 53 号 (2024 年) 83 頁以下を参照。

²² Lyndon G. Furst&Charles J. Russo, THE LEGAL ASPECTS OF NONPUBLIC SCHOOLS 3(1993)。

²³ Center for Education Statistics, The Condition of Education - a Statistical Report, US Department of Education, 231(1987)。

²⁴ Center for Education Statistics, Private School Universe Survey (PSS), <https://nces.ed.gov/surveys/pss/index.asp> last visited September 22, 2024.

²⁵ 連邦教育省が 2009 年に作成した “State Regulation of Private Schools” を参照しつつ、Lexis+を活用して各州の現行州法を検索し、Private School 及び Nonpublic School の定義規定を置いている条項を表にまとめた。定義規定を置いていない州は、Private School 及び Nonpublic School の語の用例を州法全体でキーワード検索をかけ、その傾向を表に記載した。データは全て 2024 年 9 月 4 日現在のものである。U.S. Department of Education, State Regulation of Private Schools, 2009, <https://www2.ed.gov/admins/comm/choice/regprivschl/regprivschl.pdf>, last visited September 4, 2024.

²⁶ 州以外に各地の地域協会が学校認証評価を行っている。州による認可を行っておらず、地域協会の認証に委ねている州も存在する。認証を受けること私立学校としての必要な量的質的水準を満たしていることを客観的に担保することができ、在籍する生徒が就学義務の免除を受けることができ、上級学校進学資格を満たすことが可能になる。初等中等教育段階の学校認証評価は、浜田博文編『アメリカにおける学校認証評価の現代的展開』（東信堂、2014年）を参照。

²⁷ カリフォルニア、コロラド、ニュージャージー、ニューヨーク、テネシー。

²⁸ コロラド、ミズーリ、ペンシルベニア、ユタ。

²⁹ アラバマ、カリフォルニア、コロラド、フロリダ、ハワイ、カンザス、ルイジアナ、メイン、メリーランド、ミシガン、ミズーリ、ニュージャージー、ニューヨーク、オレゴン、テキサス、ユタ、バーモント、ワイオミング。ただし、オクラホマ州の定義規定には、大学教育が含まれると考えられる。

³⁰ アラバマ、アリゾナ、カリフォルニア、コロラド、フロリダ、ジョージア、ハワイ、アイオワ、カンザス、ルイジアナ、メイン、メリーランド、ミシガン、ミネソタ、ミズーリ、モンタナ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューヨーク、ノースカロライナ、オハイオ、オクラホマ、テネシー、テキサス、ユタ、バーモント、ワイオミング。

³¹ 一方で、ノースカロライナのように認可の有無によって定義規定の文言を使い分けている州もある。そのため、アメリカという国家全体を語る際にはこの定義を用いつつ、個々の州を語る際は、各州の規定を参照する必要がある。

³² コロラド、インディアナ、ミシガン、ミネソタ、ミシシッピ、モンタナ、テネシー。

³³ カリフォルニア、フロリダ、ジョージア、ハワイ、メイン。

³⁴ カリフォルニア、コロラド、フロリダ、ペンシルベニア。

³⁵ アリゾナ、フロリダ、ニューメキシコ、ニューヨーク、ペンシルベニア。

³⁶ 特例として、幼稚園に限り、学校法人以外の法人（学校教育法附則第6条）及び個人、幼保連携型認定こども園に限り、社会福祉法人（就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条）、構造改革特別区域法第12条、第13条及び第20条による特区内的特例として、一条校に限って、学校設置会社、大学・高等専門学校を除く一条校に限り、学校設置非営利法人、幼稚園又は高等学校に限り、協力学校法人が私立学校の設置主体となりうる。中村英「第8条」日本教育法学会編『コンメンタール教育基本法』（学陽書房、2022年）247～248頁参照。

³⁷ 株式会社立学校は、設置の根拠となる構造改革特別区域法が教基法第6条第1項に反して違法であるとの見解があり、今後検討が必要となる。廣澤明「第6条」日本教育法学会編『コンメンタール教育基本法』（学陽書房、2022年）189頁参照。

³⁸ 共通学習基礎州基準の内容については、新谷龍太郎「共通コア州スタンダードの開発プロセス及び内容」アメリカ教育学会紀要第25号、15～27頁が詳しい。